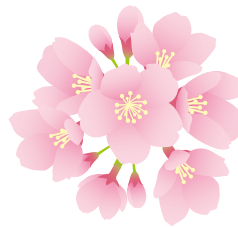


# 第110回 組合会開催

令和6年3月12日(火)  
新潟東映ホテル



佐藤理事長挨拶



## 新建 国保だより

●発行所  
新潟県建築国民健康保険組合  
新潟市中央区川岸町3丁目17-2  
TEL (025) 231-2856～8  
FAX (025) 231-2936  
ホームページ  
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>  
E-mail  
niigata@kenchiku-kokuho.jp

●発行人  
理事長 佐藤 政己

第115号

### 【掲載内容】

#### <組合会内容報告>

- ◆ 理事長挨拶・組合会議事内容
- ◆ 令和6年度歳入歳出予算 ..... 2～11頁
- ◆ 令和6年度事業計画
 

基本方針・重点事項
被保険者数の推移
療養給付・保健事業

#### <組合員・家族の皆様へ>

- ◆ 職種等の現況調査を行います
- ◆ 適正受診にご協力を！ ..... 12～15頁
- ◆ 4月は異動の時期です。手続きはお早めに！
- ◆ 令和6年度人間ドック・特定健診について

### 【重要なお知らせ】

- 令和6年8月1日から、専従者給与月額が8万8千円以上の方は3級組合員(従業員)としてご加入いただくこととなります。(12頁)
- 建築国保の保険料が8月から変わります。(16頁)

## 佐藤政己 理事長挨拶

組合会議員の皆様、お忙しいところを新潟県建築国民健康保険組合の第110回組合会にご出席いただき、ありがとうございます。

令和6年1月1日午後4時30分頃、石川県能登半島で地震が発生いたしました。被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

新潟県内では、とくに新潟市西区を中心に被害が発生しました。

当国保組合としては、新潟県福祉保健部国保・福祉指導課の指導のもと、半壊以上の被害を受けた方を対象に令和6年度12か月分の保険料の減免と、今年1月から9月の医療費の窓口負担の免除、そして大規模半壊以上の方に対しては見舞金を支給することを理事会で決定しました。加えて、地震発生の影響を考慮し、各支部の総会への出席を自粛いたしました。

また、昨年は上中下越の各地区で支部長と支部職員の間研修会を開催し、忌憚り無いご意見をお聞きしました。

さて、国保財政は非常に厳しく、今年度は4億円程度の単年度赤字が見込まれます。単年度赤字の要因は組合員と家族の減少による保険料収入の減少、一人当たりの医療費や後期高齢者支援金、介護納付金の上昇、

国庫支出金の減少などです。

平成30年度の保険料検討委員会では使用可能な積立金の残高が10億円を切ったら保険料を値上げすると答申がされましたが、現在約14億円の残高がある積立金が令和6年度には7億円に半減する見通しです。

平成26年から10年間保険料を据え置いてまいりましたが、近い将来、大幅に保険料を引き上げる必要があります。一年後の令和7年3月の第112回組合会ではこのことについてご提案させていただきますので、ご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

また、今年度は現行保険証の交付廃止という大きな制度改正も控えています。12月2日以降は原則、被保険者の皆様にはマイナ保険証の使用をお願いいたします。まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方は、当国保組合のホームページで、登録方法を記載している厚生労働省・マイナポータルサイトのサイトを案内いたしますのでご覧ください。

なお、本日の組合会では、「介護保険料の改正」や「専従者に係る組合員資格」についてもご提案とご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

第110回組合会は、令和6年3月12日(火)午前12時より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

金子理事(頸南)の司会により、藤田副理事長(上越北)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、佐藤理事長の挨拶の後、青代副議長(糸魚川)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。

承認可決議案は次のとおりです。

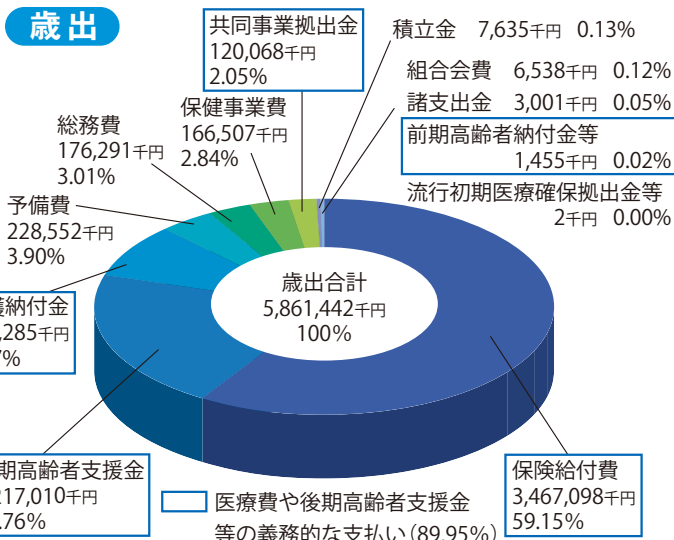
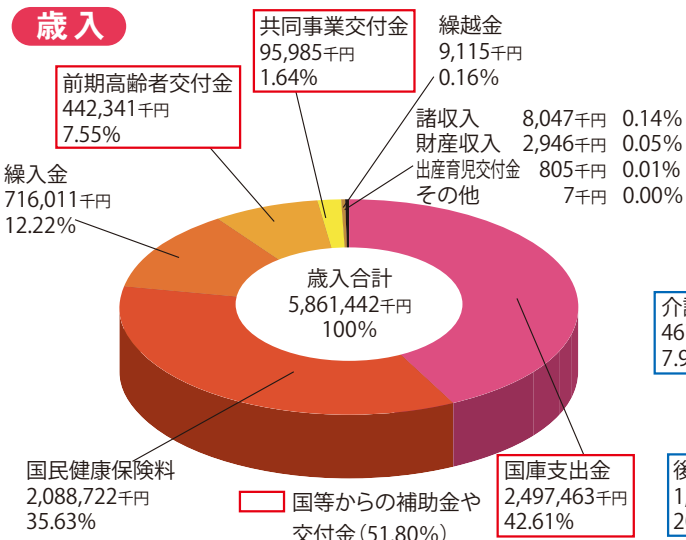
## 議事内容

報告第1号	組合会議員の異動報告について
報告第2号	令和5年度事業実績中間報告について
報告第3号	補正予算の専決処分報告について
報告第4号	規程等の制定及び改正について
報告第5号	訴訟の経過について
議案第1号	規約の改正について
議案第2号	令和6年度事業計画(案)について
議案第3号	令和6年度歳入歳出予算(案)について



議事終了後、若井副理事長(六日町)の閉会挨拶の後、組合会を終了いたしました。

## 令和6年度 歳入歳出予算構成



### 歳入

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.国民健康保険料		2,088,722	35.63
	1.国民健康保険料	2,088,722	35.63
2.一部負担金		2	0.00
	1.一部負担金	2	0.00
3.分担金及び負担金		2	0.00
	1.分担金及び負担金	2	0.00
4.使用料及び手数料		1	0.00
	1.督促手数料	1	0.00
5.国庫支出金		2,497,463	42.61
	1.国庫負担金	12,226	0.21
	2.国庫補助金	2,485,237	42.40
6.前期高齢者交付金		442,341	7.55
	1.前期高齢者交付金	442,341	7.55
7.出産育児交付金		805	0.01
	1.出産育児交付金	805	0.01
8.県支出金		1	0.00
	1.県支出金	1	0.00
9.共同事業交付金		95,985	1.64
	1.共同事業交付金	95,985	1.64
10.財産収入		2,946	0.05
	1.財産運用収入	2,946	0.05
11.寄付金		1	0.00
	1.寄付金	1	0.00
12.繰入金		716,011	12.22
	1.特別積立金繰入金	1	0.00
	2.給付費支払準備金繰入金	1	0.00
	3.組合特別準備積立金繰入金	500,000	8.53
	4.高齢者医療積立金繰入金	200,000	3.41
	5.保健事業積立金繰入金	16,000	0.27
	6.業務電算化積立金繰入金	3	0.00
	7.会館再取得積立金繰入金	1	0.00
	8.会館営繕積立金繰入金	1	0.00
	9.役員退職積立金繰入金	1	0.00
	10.職員退職積立金繰入金	1	0.00
	11.備品再取得積立金繰入金	1	0.00
	12.周年事業積立金繰入金	1	0.00
13.繰越金		9,115	0.16
	1.繰越金	9,115	0.16
14.諸収入		8,047	0.14
	1.延滞金及び過怠金	2	0.00
	2.預金利子	500	0.01
	3.受託事業収入	1	0.00
	4.雑入	7,544	0.13
歳入合計		5,861,442	100.00

### 歳出

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.組合会費		6,538	0.12
	1.組合会費	6,538	0.12
2.総務費		176,291	3.01
	1.総務管理費	110,663	1.89
	2.徴収費	63,086	1.08
	3.趣旨普及費	2,542	0.04
3.保険給付費		3,467,098	59.15
	1.療養諸費	3,036,363	51.80
	2.高額療養費	351,621	6.00
	3.移送費	36	0.00
	4.出産育児諸費	37,516	0.64
	5.葬祭諸費	4,450	0.08
	6.傷病手当金	34,112	0.58
	7.出産手当金	3,000	0.05
4.後期高齢者支援金		1,217,010	20.76
	1.後期高齢者支援金等	1,217,010	20.76
5.前期高齢者納付金等		1,455	0.02
	1.前期高齢者納付金等	1,455	0.02
6.介護納付金		467,285	7.97
	1.介護納付金	467,285	7.97
7.流行初期医療確保拠出金等		2	0.00
	1.流行初期医療確保拠出金等	2	0.00
8.共同事業拠出金		120,068	2.05
	1.共同事業拠出金	120,068	2.05
9.保健事業費		166,507	2.84
	1.特定健康診査等事業費	52,185	0.89
	2.保健事業費	114,322	1.95
10.積立金		7,635	0.13
	1.積立金	7,635	0.13
11.諸支出金		3,001	0.05
	1.償還金及び還付加算金	3,001	0.05
12.予備費		228,552	3.90
	1.予備費	228,552	3.90
歳出合計		5,861,442	100.00

# 令和6年度新潟県建築国民健康保険組合 事業計画

## 1. 基本方針

### 1 令和6年度政府予算案

岸田政権は12月22日、一般会計の総額が過去2番目の規模となる112兆717億円となる令和6年度予算案を閣議決定しました。これは2年連続して110兆円の大台を超える予算となります。

社会保障費関係予算は令和5年度より2.3%増加となる37兆7,193億円となり、予算総額の3分の1に達する規模となります。このうち、医療については12.3兆円で3割ほどを占めます。

なお、重点事項としては「今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築」「構造的人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進」「包摂社会の実現」が掲げられています。

また、国保組合関係の予算は令和5年度より55.9億円少ない総額2,649.4億円となりました。1人当たりの医療費・後期高齢者支援金・介護納付金等が上昇傾向にある中、国保組合全体の被保険者数の減少等が影響しているものと考えられます。

### 2 診療報酬等の見直し

令和6年度は2年に1度の診療報酬改定年であり、6年に1度となる診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬のトリプル改定実施年でもあります。

診療報酬のうち医療従事者の人件費などに回る「本体」部分の改定は0.88%とし、医療現場の賃上げにつなげるためのプラス改定となりました。一方、医薬品などの公定価格にあたる「薬価」部分はマイナス1%とし、診療報酬全体の改定率は差し引きでマイナス0.12%とわずかに引き下げられました。

なお、介護サービスの公定価格である介護報酬については、介護現場の人件費等に回る介護報酬を1.59%プラス改定し、そのうち0.98%は介護職員らの賃上げに充てられることとなっています。高齢化の進展と介護報酬の引き上げによる介護納付金引き上げへの影響が懸念されます。

### 3 国民健康保険制度

令和6年12月、現行保険証の交付が廃止されます。交付済み保険証は有効期限まで最長1年間使用できるという猶予がありますが、現行保険証の交付を廃止し原則マイナ保険証へ移行するという歴史的な改正となります。12月以降、マイナ保険証未取得者に対しては「資格確認書」を、マイナ保険証取得者に対しては「資格情報のお知らせ」を交付いたします。

### 4 今後の事業展開

平成26年度以来10年間据え置いてきた保険料を一部改定いたします。詳細は後述いたします。

専従者給与収入を月額8万8千円以上得ている場合には3級組合員としての加入を義務付ける規定を設けます。(令和6年8月1日施行)。

また、産前産後期間の保険料の軽減措置を開始いたします。これは出産した被保険者の産前産後4か月分の保険料を免除するという制度で、具体的には出産の予定日(出産後に届出を行う場合には出産日)が属する月の前月から、出産予定日の属する月の翌々月まで4か月分の保険料を軽減いたします。(多胎妊娠・出産の場合は、出産予定日の3か月前から6か月間を軽減する。)

## 2. 重点事項

### 1 被保険者の加入促進

国保組合全体の被保険者数は平成8年の約467万人をピークに減少に転じ、平成20年の後期高齢者医療制度の創設等を経て、令和5年4月には約268万人にまで減少しています。今後も日本全体の人口減少は避けられないことからそれに伴う被保険者数の減少も懸念されます。

当組合の被保険者数は平成9年ピーク時の約35,700人から減少に転じ、令和5年度はここまで平均17,448人となっています。被保険者数は過去10年間概ね前年比1.3%の減少で推移してきましたが、令和5年度はここまで前年比2.36%の減少です。これは健康保険の適用拡大に伴い家族を中心に減少していることが要因です。

また、組合員の職種構成を見ると10年前は全体の約57%を占めていた建築大工が現在は約41%に減少し、他職種の方の増加が目立ちます。年齢構成は65歳以上前期高齢者の加入率が全国平均の約15%を大きく上回る22.6%という状況ではありますが、団塊の世代の後期高齢者への移行に伴い加入率が下がり始め、前期高齢者交付金収入が減少しています。このようなことから、今後の安定した事業運営のためには新規組合員の獲得、特に若年世代の加入が求められる状況でありますので、当組合のメリットである「割安感のある定額保険料」「充実した保険給付」「手厚い保健事業」等を様々な機会を捉えて訴求し、支部や組合員の皆様のご協力を得て、新規加入者の獲得を目指していきたいと考えます。

なお、当組合のホームページには「保険料簡易シミュレーション」機能を設けていますので、ご加入を検討されている方へご紹介いただく等、ご活用いただければ幸いです。

## 2 医療費適正化の推進と保健事業の充実

新薬の登場により、上昇傾向にある調剤費用の軽減を図るため、「ジェネリック医薬品希望シール」を配布するとともに、新潟県国民健康保険団体連合会（以下、国保連合会）の共同事業として「ジェネリック医薬品差額通知（年3回）」と「医療費通知（年1回）」を引き続き実施いたします。

レセプトの二次点検についても国保連合会へ委託し、点検成果が上がるよう強化してまいります。

また、大変多くの皆様からご利用いただいている「人間ドック受診補助」「インフルエンザ予防接種補助」「支部健康づくり事業補助」等についても支部の皆様のご協力の下、引き続き実施してまいります。

更に「データヘルス計画」に基づき、医療費適正化と疾病予防を引き続き推進してまいります。具体的には17年目を迎える「特定健診・特定保健指導」の受診率・実施率の更なる引き上げ（国保連合会共同事業で受診勧奨実施。）、一つの疾病で複数の医療機関等を受診する者に対する「多受診指導」、健診結果の異常値を放置する者に対する医療機関の「受診勧奨」の他、人工透析患者への移行を未然に防ぐ「糖尿病性腎症重症化予防事業」等です。

また、平成30年度から「国民健康保険組合における保険者インセンティブ」が開始され、国の基準を満たす保健事業に取り組んでいる国保組合に対してインセンティブ（補助金）が交付されています。5年目の令和4年度は全国159国保組合の中で当組合は37位という結果でした。今後もこのような国の制度を有効活用しながら、被保険者の皆様の健康の保持増進と疾病予防に資する事業に積極的に取り組んでまいります。

## 3 財政基盤の安定と充実強化

当組合の収入は保険料（約35.33%）、国からの補助金（約44.58%）、前期高齢者交付金（約8.14%）の他、繰入金・繰越金（約10.4%）等で、全体の98%以上が構成されています。

一方、支出については、医療費等や後期高齢者支援金、介護納付金等の義務的な支払いが単年度支出の大部分を占めています（約87%）医療費については他の保険者と比較して低く抑えられている状況ではありますが、少子高齢化の進展や医療技術の高度化、超高額薬剤の登場等により、保険料（基礎賦課額）の引き上げ圧力は年々増しています。また、74歳以下の現役世代全員が75歳以上の後期高齢者の医療費の4割を支える後期高齢者支援金と、40歳から64歳の介護二号被保険者が介護費用の約5割を負担する介護納付金は、基本的に一人当たりの負担金額を加入者数に応じて支払うもので、国から示される一人当たりの負担金額は年々上昇しています。これら後期高齢者支援金や

介護納付金の上昇はそれぞれ保険料の引き上げに直結するものです。

令和5年度はここまで、様々なマイナス要因が重なり収支状況が急速に悪化し、令和4年度の単年度赤字決算額約1億7千万円を大きく上回る見込みです。このような状況に対して緊急の措置として積立金を活用して対応いたしますが、根本的な解決策にはなりません。

このような状況を鑑み、令和6年度はやむなく保険料を改定いたします。保険料の改定については、平成30年に「保険料検討委員会」から提出された「答申」を踏まえ、理事会でも議論を重ねておりますが、中でも現行の介護納付金賦課額は適正な保険料賦課額から著しく乖離し、単年度赤字の大きな要因にもなっていますので令和6年度の引き上げをご提案いたします。

しかしながら、今回、介護納付金賦課額を改定しても、全体的な単年度赤字決算基調は依然として変わりなく、ますます赤字額が増高している状況です。

つきましては、今後改めて令和7年度の全面的な保険料改定をご提案させていただく所存でありますので、当組合が将来にわたり健全・確実に存続するため、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 4 適用の適正化の推進と法令遵守

組合員の加入資格については少なくとも3年に1回は客観的な証拠書類の提出による資格確認調査を実施するよう、厚生労働省から義務付けられておりますが、令和6年度は組合独自調査である「現況調査」を実施します。

また、厚生労働省から義務付けられているハラスメント対策についても法令遵守（コンプライアンス）の一環として取り組んでまいります。

なお、社会保障・税番号制度の開始により、特定個人情報等の取扱いに関する責任は益々重いものとなっています。

これらのことについて組合役職員が一体となり、法令や諸規程、行動規範等を遵守し、社会的な要請に応え、適正な運営に努めてまいります。

### 3. 事業内容

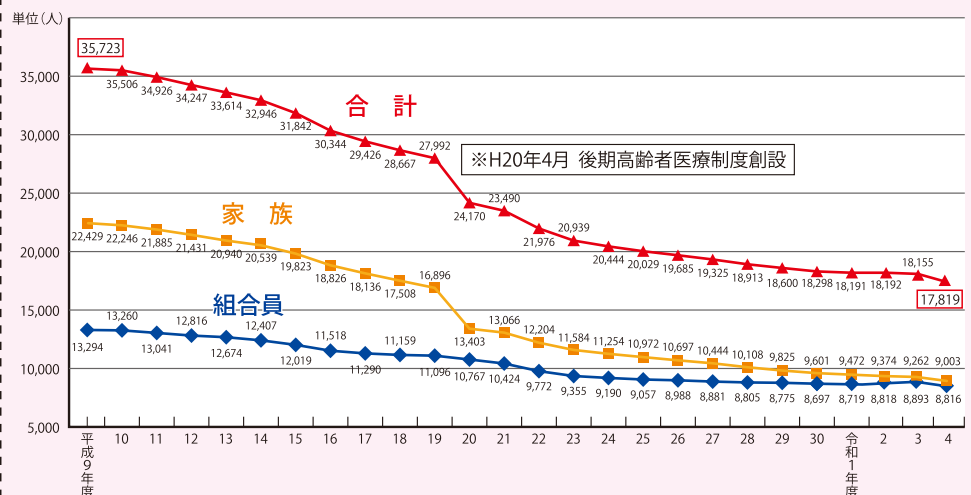
#### (1) 事業期間

(自)令和6年4月1日～  
(至)令和7年3月31日

#### (2) 被保険者数

組合員である被保険者  
8,600人  
組合員以外の被保険者  
8,500人  
合 計 17,100人  
※介護保険対象者(再掲)  
6,200人

#### 被保険者数の推移 (H9年以降)



(3) 保 険 料

【令和6年7月まで】

区 分		説 明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金 賦課額	月 額
組 合 員	1級 事業主	従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主親子で一つの事業を行って いる主たる者	12,800円	2,200円	2,300円	17,300円 ※(15,000円)
	2級 一人親方 法人役員	従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未 満の事業主	10,700円	2,200円	2,300円	15,200円 ※(12,900円)
		法人の代表者以外の役員 (厚生年金に加入していない法人役員は 任意)				
	3級 従業員	事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行っている従 たる者	9,600円	2,200円	2,300円	14,100円 ※(11,800円)
	4級 25歳未満	25歳未満の組合員	5,000円	2,200円	-	7,200円
5級 後期高齢者	75歳以上の組合員	3,000円	-	-	3,000円	
家 族		家 族	3,300円 賦課限度5人	2,100円 賦課限度5人	1,900円 賦課限度3人	7,300円 ※(5,400円)

【令和6年8月から】

区 分		説 明	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金 賦課額	月 額
組 合 員	1級 事業主	従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日 以上の事業主親子で一つの事業を行 っている主たる者	12,800円	2,200円	3,400円	18,400円 ※(15,000円)
	2級 一人親方 法人役員	従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未 満の事業主	10,700円	2,200円	3,400円	16,300円 ※(12,900円)
		法人の代表者以外の役員 (厚生年金に加入していない法人役員は 任意)				
	3級 従業員	事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行っている従 たる者 <b>専従者給与収入が月額88,000円以上 の者</b>	9,600円	2,200円	3,400円	15,200円 ※(11,800円)
	4級 25歳未満	25歳未満の組合員	5,000円	2,200円	-	7,200円
5級 後期高齢者	75歳以上の組合員	3,000円	-	-	3,000円	
家 族		家 族	3,300円 賦課限度5人	2,100円 賦課限度5人	3,000円 賦課限度3人	8,400円 ※(5,400円)

- ※月額( )は介護2号被保険者(40歳~64歳)以外の保険料
- ※後期高齢者支援金等賦課額 0歳~74歳の方が納付する。
- ※介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者(40歳~64歳迄の方)が納付する。
- ※5級組合員 75歳以上組合員が「特例制度」希望により資格を継続。
- ※未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置  
子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、世帯に未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)が基準日(11月30日)において被保険者である場合において財政支援を実施する。  
なお、財政支援の額は12,000円×未就学児数とし、世帯の保険料へ充当する。(申請不要)
- ※産前産後期間の保険料軽減措置(令和7年1月施行予定)  
届出により出産の予定日(出産後に届出を行う場合には出産日)が属する月の前月から、出産の予定日が属する月の翌々月の計4か月分の保険料を軽減する。なお、多胎妊娠・出産の場合は、出産予定月の3か月前から6か月間(産前3か月産後3か月)を軽減する。

令和6年4月~7月(4か月分) + 令和6年8月~令和7年3月(8か月分)の年間賦課限度額

年間賦課限度額	基礎賦課額	351,600円	(市町村 65万円)
	後期高齢者支援金等賦課額	152,400円	(市町村 24万円)
	介護納付金賦課額	131,200円	(市町村 17万円)
	計	635,200円	(市町村 106万円)

## (4) 療 養 給 付

## I 療養の給付負担割合

区 分		給 付 割 合	一 部 負 担 割 合
義務教育就学前児童(注1)		8 割	2 割
就学児以降70歳未満		7 割	3 割
70歳以上 (注2)	一 般	8 割	2 割
	現役並み所得者	7 割	3 割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者

## II 高額療養費の支給

医療機関等で支払った一部負担金の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。但し、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。

70歳未満	所得区分		自己負担限度額	
	旧 た だ し 書 所 得	901万円超		<b>252,600円</b> [140,100円]
600万円超～901万円以下			<b>167,400円</b> [93,000円]	医療費が558,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 558,000円) × 1%
210万円超～600万円以下			<b>80,100円</b> [44,400円]	医療費が267,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 267,000円) × 1%
210万円以下			<b>57,600円</b> [44,400円]	
	住民税非課税者		<b>35,400円</b> [24,600円]	

70歳以上	所得区分		自己負担限度額	
			外来(個人ごと)※	入院(世帯単位)
現 役 並 み 所 得 者	課税所得	690万円以上	<b>252,600円 + 1%</b> [140,100円]	医療費が842,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 842,000円) × 1%
	課税所得	380万円以上	<b>167,400円 + 1%</b> [93,000円]	医療費が558,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 558,000円) × 1%
	課税所得	145万円以上	<b>80,100円 + 1%</b> [44,400円]	医療費が267,000円を超える場合 + (〈医療費〉 - 267,000円) × 1%
	一 般		<b>18,000円</b> (年間14.4万円上限)	<b>57,600円</b> [44,400円]
低所得者 (住民税非課税者)	II		<b>8,000円</b>	<b>24,600円</b>
	I			<b>15,000円</b>

- (注) ・「現役並み所得者」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいる世帯(70歳以上の被保険者が複数いる世帯の場合、収入の合計額が520万円未満(70歳以上の被保険者が一人の場合、383万円未満)を除く)。  
 ・「一般」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上加入者がいない世帯(課税所得が145万円以上かつ、旧ただし書き所得の合計が210万円以下の場合、単身世帯の場合は年収合計が383万円に満たない場合、2人以上世帯の場合は年収合計が520万円に満たない場合も含む)。  
 ・「低所得者II」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税  
 ・「低所得者I」とは、世帯主(組合員)及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税であり、地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない世帯



- ※ 金額は、一か月当たりの限度額。〔 〕内の金額は、多数該当（過去12か月3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当）の場合
- ※ 世帯合算は、患者負担額21,000円以上を対象とする。
- ※ 厚生労働大臣が定めた特定疾病（慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群）について本組合の認定を受けたときは、その治療に係る自己負担限度額は10,000円。但し、上位所得者世帯に属する70歳未満の被保険者が人工透析の治療を受ける場合の自己負担限度額は20,000円

### Ⅲ 高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらを合わせた額について毎年8月1日から翌年7月31日の間で年間での上限を設け、被保険者の負担を軽減します。

所得要件		70歳～74歳
課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上	141万円
	145万円以上	67万円
	145万円未満(※2)	56万円
住民税非課税		31万円
住民税非課税(所得が一定以下)		19万円



※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)に加え、旧ただし書き所得の合計額が210万円以下

### Ⅳ 入院時食事療養費

入院したときの食事の費用は、「療養の給付」から切り離して、入院時食事療養費として平均的家計の食事負担の状況を勘案した一定額を医療機関等の窓口で支払います。

			食事療養費(1食分)
現役並み所得者及び一般			460円
非課税世帯	過去12か月の入院日数	90日まで	210円
		90日以降	160円
非課税世帯(老齢福祉年金受給者)			100円

### Ⅴ 入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の方は食費と居住費にかかる費用のうち、標準負担額の支払が必要です。

	食費(1食分)	居住費(1日分)	
		医療区分Ⅰ	医療区分Ⅱ,Ⅲ
現役並み所得者及び一般	460円 (420円)	370円	370円 ※難病患者0円
低所得者Ⅱ	210円		
低所得者Ⅰ	130円*		
低所得者Ⅰのうち老齢福祉年金受給者	100円	0円	

※ 診療区分Ⅱ、Ⅲは100円

## Ⅵ 保険外併用療養費

被保険者が、保険医療機関等について、評価療養または選定療養を受けたときにその療養に要した費用のうち、保険診療分に相当する部分に費用を支給します。

## Ⅶ 訪問看護療養費

在宅で寝たきりの状態である方が訪問看護を受けたとき、自宅において療養を受ける状態にあつて、主治医の指示により訪問看護ステーションから訪問看護を受けた場合に、その費用を支給します。

## Ⅷ 療養費

治療費（海外の病院等で受診した場合を含む）など現金で支払ったときや、はり・きゅうマッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給します。

## Ⅸ 移送費

歩行困難な方を医師の指示により入院または転院のため移送したときに支給します。

### (5) その他の保険給付

Ⅰ 出産育児一時金	子供1人出産につき一時金を支給	<b>488,000円</b>	
	産科医療補償制度対象の分娩	(上乗せ) <b>12,000円</b>	
		<b>500,000円</b>	
Ⅱ 葬 祭 費	組合員である被保険者が死亡した場合支給	<b>100,000円</b>	
	家族である被保険者が死亡した場合支給	<b>50,000円</b>	
Ⅲ 傷病手当金	組合員である被保険者が入院した場合60日限度で支給		
	1 級	1日6,000円×60日 =	<b>360,000円</b>
	2 級～4 級	1日5,000円×60日 =	<b>300,000円</b>

※・自損事故による入院は4日間の免責期間を設け、5日目から10日目までの6日間を支給限度日数とする。

・同一疾病については5年毎に適用する。

Ⅳ 出産手当金	女性の組合員(資格が1年以上)が出産した場合に支給	1児につき <b>300,000円</b>
---------	---------------------------	-----------------------



**(6) 保 健 事 業**

1	1日人間ドック等の 受診補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(組合員・家族)の資格が8か月以上あり、25歳以上の対象者</li> <li>・1日人間ドック等は、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。</li> <li>・オプション検診は、検診を受けようとする健診機関等が実施する検診を対象とし、検診料金の7割を補助、2万円を限度とする。</li> <li>・脳ドックは検診料金の7割を補助、4万5千円を限度とする。</li> <li>・石綿検診(一次及び二次)は、全額補助。</li> </ul>
2	乳幼児見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳～就学前の被保険者が入院した場合、年間30日を限度に支給。 1日5,000円×30日=150,000円を限度</li> </ul>
3	医療費通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる全世帯に毎年2月に通知する。(令和6年度は令和5年12月～令和6年11月診療分を対象とし、令和7年2月に通知。)</li> </ul>
4	ジェネリック医薬品お知らせ通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる被保険者に年3回通知する。</li> </ul>
5	柔整療養費支給適正化 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基準等に基づき抽出した申請書について、被保険者へ調査票を送付し、負傷原因や部位等の確認を行い、回答と申請書を突合した結果不適切な請求が疑われるもの等を把握し、支給の適正化に繋げる。</li> </ul>
6	広報の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国保だより」年2回(4月・11月)、「国保のご案内」年1回配布する。</li> </ul>
7	健康優良家庭(者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間無受診だった家庭(者)へ記念品を贈呈する。</li> </ul>
8	地区国保協議会負担金の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上・中・下越の地区国保協議会に運営費として事務費15万円を交付する。</li> </ul>
9	支部健康づくり推進事業 補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部が実施する健康づくり事業に対し、支部別の補助枠の範囲内で補助金を支給する。</li> </ul>
10	インフルエンザ 予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・13歳未満 1回につき2,200円限度(年2回まで)</li> <li>・13歳以上65歳未満 1回 2,200円限度</li> <li>・65歳以上 1回 1,650円限度</li> </ul>
11	肺炎球菌ワクチン 接種補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上 8,000円限度</li> <li>・65歳以上75歳未満 5,000円限度</li> <li>・65歳未満の者が医師の判断により接種する場合 2,200円限度</li> </ul>
12	その他の予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おたふくかぜ予防接種に対して1回につき3,000円を限度に補助(2回まで)</li> </ul>
13	特定健診・特定保健 指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け実施する。 ◇特定健診 対象者の55% ◇特定保健指導 動機付支援 対象者の30% 積極的支援 対象者の30%</li> <li>・特定健診の健診料及び保健指導の指導料金は原則自己負担なし。(本人の希望で実施する「詳細項目」等については自己負担が発生する場合あり。)</li> </ul>
14	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産家庭に対し育児書の配布 0歳児は「赤ちゃんと！」(月刊誌(年12冊)) 1歳～3歳は「ラシタス」(季刊誌(年4冊))</li> </ul>
15	データヘルス計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多受診指導(一つの疾病に対して複数の医療機関に罹る者への指導)</li> <li>・受診勧奨(健診異常値放置者に対する医療機関受診勧奨)</li> <li>・糖尿病性腎症重症化予防事業 他</li> </ul>

**(7) 被保険者証等の更新**

令和6年8月1日の「被保険者証」及び「被保険者証兼高齢受給者証」の更新前に、「現況調査」を実施します。 ※調査期間 令和6年5月～6月末

**(8) 事務委託費(徴収手数料)**

組合員である被保険者1人、1か月550円、年6,600円を事務委託費(徴収手数料)として交付する。

# 感謝状被贈呈者

(敬称略)

## 表彰規程別表1-2該当者(2名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
西 蒲 燕	岡 崎 正 吾	H31.4.1～R6.2.8	4年10ヶ月
加 茂	志 田 和 直	R2.2.1～R6.2.1	4年0ヶ月

表彰規程別表1-2：組合の役員又は組合会議員を2期又は4年以上勤め退任した者



## 職種等の現況調査を行います

令和6年度は、8月の被保険者証更新前に、組合員の方の現況が組合同約等に規定する加入条件に合っているかの確認を行います。

- ◆調査開始時期…… 5月中旬頃
- ◆調査方法…… アンケート形式  
(調査票に現況をご回答の上、ご返送ください。)

ご多忙のところ大変お手数ですが、  
調査にご協力をお願いいたします。



調査票送付封筒イメージ

## 家族専従者の皆様へ

専従者給与月額8万8千円以上の方は  
3級組合員(従業員)としてご加入  
いただくこととなりました。 ※令和6年8月1日改正

- 上記に該当する場合は令和6年8月1日付で家族から組合員へ移行する手続きを支部にてお願いします。
- 上記に該当する可能性の高い家族の世帯には、本年7月中にお知らせ文書の送付を予定しています。
- 今後、家族加入者で専従者給与月額が基準額を超えることが判明した場合、実態に合わせて(令和6年8月限度)3級組合員へ移行していただくこととなりますので、速やかな手続きをお願いいたします。

# 適正受診にご協力を！

## ちょっとした心がけで医療費節約！

休日・夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためにあります。ところが、近年軽症の患者さんが安易に救急医療機関を利用する“コンビニ受診”が増えています。“コンビニ受診”の増加は、緊急性の高い患者さんの治療に支障をきたしたり、救急医療機関の負担が過剰になったりする原因の一つになっています。

また、休日・夜間は医療費が高く設定されているため、窓口負担も高くなります。

必要な人が安心して受診できるようにするとともに、保険料や窓口負担として皆様にご負担いただく医療費を有効に活用するため、適正受診にご協力をお願いします。



## 適正受診のため、普段から心がけたい5つのこと

### □ 休日や、夜間の受診は避けましょう

体調がおかしいと感じたら、できるだけ早めに診療時間内（平日の昼間）に受診しましょう。

新潟県では、夜間の救急医療電話相談（局番なしの#7119）を実施しており、看護師等から受診の必要性や対処方法等についての助言、受診可能な医療機関の案内を受けることができます。

15歳未満のお子さんに関するご相談は、小児救急医療電話相談（局番なしの#8000）で対応しています。

### □ かかりつけ医を持ちましょう

病気になったとき、日頃の健康に不安を感じたときに相談できる『かかりつけ医』を持ちましょう。気になることがあったら、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。

### □ 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費が増えるだけでなく、重複する検査や投薬で、かえって体に悪影響となる心配もあります。今受けている治療に不安があるときは、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

### □ お薬手帳を持ちましょう

薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、かかりつけ医以外の医療機関を受診した場合や災害等の緊急時に適切な薬の処方を受けることができます。

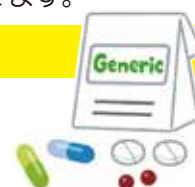
### □ ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎたあとに新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。開発費が低く抑えられるため、新薬よりも安価に製造できます。特に高血圧や糖尿病などで継続的に薬を服用している方は薬代を減らす効果が期待できます。

建築国保では、ジェネリック医薬品差額通知を実施しています。

現在使用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる金額をお知らせする通知です。（年3回お知らせします。）切り替えの参考にご活用ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えは、医師の診察・診断を受けた際に処方相談してください。



組合員・家族の  
みなさまへ

## 4月は異動の時期です 手続きはお早目に!



【重要】

手続きの際、必要に応じてマイナンバーを確認します。

### 家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であることと、他の保険（健康保険等）に加入していないことが要件です。

入る理由	届出に必要なもの
健康保険等をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者資格取得届</li> <li>続柄省略のない世帯全員の住民票</li> <li>前の保険の喪失証明書等</li> </ul>
子どもが生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者資格取得届</li> <li>続柄省略のない世帯全員の住民票</li> <li>出産育児一時金の申請書</li> </ul>
結婚または同居したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者資格取得届</li> <li>続柄省略のない世帯全員の住民票</li> </ul>

### 以下の場合も届出が必要です

理由	届出に必要なもの
住所や氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者変更届</li> <li>新住所の世帯全員の住民票</li> </ul>
住居表示の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者変更届</li> <li>住所表示変更通知書か住民票</li> </ul>
家族が遠方の学校(または訓練校)に入って住民票を異動したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険法第116条該当届</li> <li>在学証明書、または訓練校の在籍証明書</li> </ul>
保険証の紛失	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証等再交付申請書</li> <li>※外出時の紛失や盗難の場合は、警察へ届出をしてください。</li> </ul>
保険証の破損・汚損	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者証等再交付申請書</li> <li>破損、汚損した保険証</li> </ul>

### 家族が建築国保をやめるとき

組合員と違う世帯になった、または他の保険（健康保険等）に加入したこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要なもの
健康保険等に入ったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者資格喪失届</li> <li>加入した健康保険証等の写し</li> <li>やめる人の建築国保保険証等</li> </ul>
亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者資格喪失届</li> <li>死亡診断書または埋葬許可証の写し</li> </ul>
離婚または他の世帯に転出したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者資格喪失届</li> <li>組合員の世帯でなくなった日付が確認できる省略のない住民票</li> <li>やめる人の建築国保保険証等</li> </ul>

- 申請様式は所属支部にあります。手続きの際は支部へご連絡ください。
- 「写し」と記載のあるもの以外は原則「原本」の提出をお願いします。
- 70歳以上の方は所得によって負担割合が異なるため、加入時に所得判定が必要となります。住民税の未申告などにより税情報が取得できなかった場合には、所得課税証明書の提出をお願いすることがあります。
- 組合員と同じ世帯の家族が、建築国保と市町村の国保に分かれて加入することはできません。
- 遠方の学校に通う学生が、卒業後も組合員と異なる住所に居住し続ける場合は建築国保の加入資格を喪失します。資格喪失の手続きを行い、居住地の市町村国保に加入してください。

## 法人事業所等の事業主のみなさま、 健康保険適用除外承認の申請はもうお済みですか？

以下の場合には年金事務所へ適用除外承認の申請が必要です。

事実発生から「14日以内」に申請を行ってください。

※ただし、厚生年金保険被保険者資格取得届は「5日以内」に申請が必要です。

申請が遅れ、適用除外の承認を受けられない場合は、社会保険へ加入することになりますのでご注意ください。

- ①建築国保に加入している個人事業所が、法人へ事業形態を変更する場合。
- ②既に適用除外承認を受けている事業所が、新しく従業員を雇用する場合。
- ③建築国保に加入している個人事業所が5人以上従業員を雇用した場合。
- ④建築国保の被保険者(加入者)が、健康保険の適用事業所に勤務した場合における当該被保険者。(④は健康保険の適用事業所が(一社)新潟県建築組合連合会に加入していることが前提)

#### 【手続きの流れについて】

1. 適用除外承認申請書を支部に提出してください。
2. 建築国保の加入証明・承認印が押された申請書を、年金事務所に提出してください。
3. 年金事務所から交付された「適用除外承認証」の写しを支部に提出してください。

※申請書は所属支部また日本年金機構ホームページで取得できます。  
申請の際は支部へご連絡ください。



法人事業所及び従業員を5人以上使用する個人事業所(「法人事業所等」)は、健康保険と厚生年金保険に強制的に加入する事が法律で定められています。

ただし、健康保険適用除外の承認を受け、厚生年金保険に加入した場合は、建築国保に被保険者として残ることができます。

#### 【注意】

法人事業所等が社会保険を脱退し、建築国保組合へ新規加入することはできません。

## 特定健診・特定保健指導を受けましょう!! 40歳～74歳の加入者が対象です

生活習慣病の予防を目的とした健診です。特定健診の結果、生活習慣病にかかるリスクが高いとわかった方は保健師等による保健指導を受けられます。

### 特定健診の受診に必要なもの

1. 特定健康診査受診券（セット券） ※令和6年度は「水色」です。
2. 国民健康保険被保険者証

### 令和6年度特定健康診査受診券(セット券)を発送しました



受診券送付封筒イメージ

**「40歳～74歳の皆様」**  
特定健診・人間ドック・ファミリー健診パックの受診には、特定健康診査受診券が必要となります。受診日には必ず持参して下さい。

### 健診料金の目安

健診の種類別		費用額 (円)	自己負担額 (円)
特定健診	集団健診	6,965～	0
	個別健診	8,644～	0
ファミリー健診		16,500	4,950
人間ドック		35,000～	15,000～

特定健診は市町村が行う集団健診か医療機関で行う個別健診で受診できます。なお、特定健診実施機関については当国保組合ホームページで情報提供しています。

特定健診は、原則自己負担がありません。ただし、本人の希望で実施する「詳細項目」等の検査については、自己負担が発生する場合がありますのでご注意ください。また、特定保健指導は自己負担なしで受けていただけますので、積極的にご利用ください。

### 各種健診についてのお知らせ

人間ドック・ファミリー健診パック・脳ドック・オプション検診についての補助も行っております。

健診内容や補助要件、各種健診の申込み方法等につきましては、「令和6年度版 人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド」をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、本部または所属支部へお問い合わせください。

なお、各種健診料金につきましては、健診機関によって異なりますので健診機関のホームページ等で確認をお願いいたします。

令和6年度版 人間ドック・ファミリー健診パック・特定健診ガイド イメージ



## 建築国保の保険料が8月から変わります

建築国保では、3月12日開催の第110回組合会において、保険料を8月から下表のとおり改定することが決定されました。

当組合の収支決算状況は令和元年度より毎年、平均で約1億円の単年度赤字が続いておりましたが、令和5年度は収支状況が急速に悪化し、令和4年度の単年度赤字決算額の約1億7千万円を大きく上回る4億円程度の単年度赤字を見込む状況です。収支状況悪化の要因としては、

- ①被保険者数の減少による保険料収入の減少
- ②被保険者一人当たりの医療費の増加による保険給付費の高止まり
- ③前期高齢者交付金及び国庫支出金の減少
- ④介護納付金及び後期高齢者支援金の一人当たりの年間負担額の上昇

等、複数のマイナス要因が重なっているものと考えられます。

今後も上記要因の傾向は変わらず、現行のままでは構造的な単年度赤字の改善が見込めないと思われま。そのため、令和6年度はやむを得ず、適正な保険料賦課額から著しく乖離し、単年度赤字の大きな要因にもなっている介護納付金賦課額の引き上げをお願いすることになりました。

また、令和7年度に改めて全面的な保険料改定を実施する所存です。

保険料の引き上げは、平成26年8月以来10年ぶりでありますが、今後とも、国庫支出金の確保、医療費の適正化、保健事業の推進、諸経費の節減に努め、健全な運営を図ってまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

### 改定保険料(令和6年8月より)

区分	説明	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	月額	
組合員	1級 事業主 従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主親子で一つの事業を行っている 主たる者	12,800円	2,200円	3,400円	18,400円 ※(15,000円)	
	2級 一人親方 法人役員	従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未満 の事業主	10,700円	2,200円	3,400円	16,300円 ※(12,900円)
		法人の代表者以外の役員 (厚生年金に加入していない法人役員は 任意)				
	3級 従業員	事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行っている従たる者 専従者給与収入が月額88,000円以上の者	9,600円	2,200円	3,400円	15,200円 ※(11,800円)
	4級 25歳未満	25歳未満の組合員	5,000円	2,200円	—	7,200円
5級 後期高齢者	75歳以上の組合員	3,000円	—	—	3,000円	
家族	家族	3,300円 賦課限度5人	2,100円 賦課限度5人	3,000円 賦課限度3人	8,400円 ※(5,400円)	

※月額( )は介護2号被保険者(40歳~64歳)以外の保険料

※後期高齢者支援金等賦課額 0歳~74歳の方が納付する。

※介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者(40歳~64歳迄の方)が納付する。

※5級組合員 75歳以上組合員が「特例制度」希望により資格を継続。

※未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、世帯に未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)が基準日(11月30日)において被保険者である場合において財政支援を実施する。

なお、財政支援の額は12,000円×未就学児数とし、世帯の保険料へ充当する。(申請不要)

※産前産後期間の保険料軽減措置(令和7年1月施行予定)

届出により出産の予定日(出産後に届出を行う場合には出産日)が属する月の前月から、出産の予定日が属する月の翌々月の計4か月分の保険料を軽減する。なお、多胎妊娠・出産の場合は、出産予定月の3か月前から6か月間(産前3か月産後3か月)を軽減する。